

私道整備補助のあらまし

補助の内容

道路舗装工事、道路補修工事、側溝(集水桝、L形側溝及びU形側溝、取付管等)の新設、及びそれらの補修整備も含まれます。なお、事業に係る事務費などの経費は補助の対象外となります。

また、再度修繕等を行うなど補助の再交付については、前回の私道整備補助金の交付を受けたのち、**満5年を経過**していなければなりません。

対象となる私道

現に一般市民の通行に利用されているものであること。特定個人、企業等の用に供するものは対象となりません。

補助額

整備事業金額の3分の2以内(300万円を限度とする。)

補助事業費の額が10万円未満の事業は補助対象外となります。

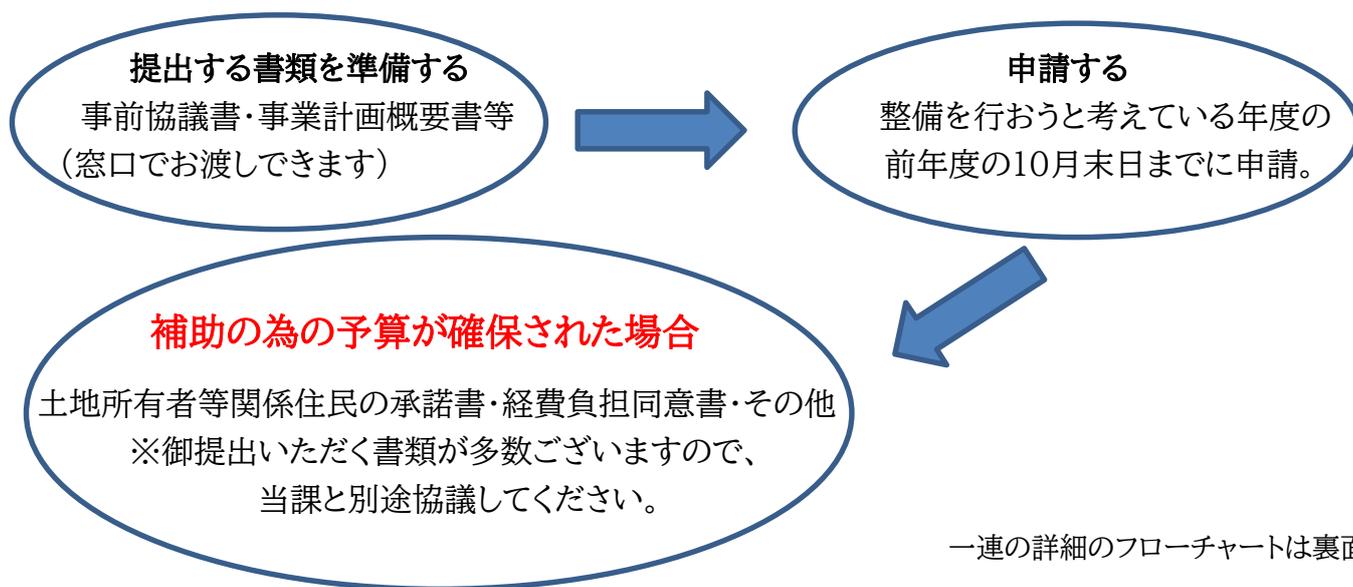
補助の要件

①私道の全線に渡って実測で幅員が4m以上であること。

②公道に1箇所接続している場合は、私道の延長が30m以上あること。2箇所以上接続している場合は延長25m以上であること。

※上記の基準に満たない場合で、その他市長が特に必要と認めたものについては、2分の1以内の額とする。(300万円を限度とする。)

補助の予算が**確保される**までの簡易フローチャート



一連の詳細のフローチャートは裏面

新座市		申請者
		新座市コミュニティ施設整備事業事前協議書 計画概要書 事業地の地図・写真等 を提出。(前年度10月末までに申請)
	↓ (協議) ↓	
新座市コミュニティ施設整備事業内定通知書を交付。(内定した場合)		
	↓ (60日以内) ↓	
		・新座市コミュニティ施設整備事業補助金交付申請書 ・実施計画書 ・土地所有者等関係住民の承諾書 ・経費負担同意書 ・土地の賃貸契約書又は承諾書を提出。
	↓	
新座市コミュニティ施設整備事業交付決定通知書を交付。		
	↓	
		～施工～
	↓	
		・新座市コミュニティ施設整備完了検査申請書 ・中間過程の写真・事業内容が証明できる写真 ・出来形管理図等を提出。
	↓	
～完了検査～		
	↓	
新座市コミュニティ施設整備事業補助金交付確定通知を交付。		
	↓	
		・新座市コミュニティ施設整備事業補助金交付請求書を提出。
	↓	
～補助金交付～		
	↓ (30日以内) ↓	
		・新座市コミュニティ施設整備事業実績報告書 ・金銭出納簿の写し・貯金通帳の写し ・請負業者の領収書の写し

※上記帳簿類の内、不動産及びその従物は10年、その他は5年間保存のこと。